

第4章 具体的な取り組み

1 幼児期の学校教育・保育の充実

(1) 区域の設定 (※法必須事項)

① 基本的な考え方

- 市町村が定める教育・保育提供区域（以下「市町村区域」という。）を勘案して、次の3点を定める単位となる県区域を定める。
 - ・教育・保育量の見込み
 - ・実施しようとする教育・保育の提供体制の確保及びその内容
 - ・実施時期
- その際に、隣接市町村間等における広域利用等の実態を踏まえて、区域を定める
- 県が設定する区域については、教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となる
- 支給認定区分(1号～3号)ごとに設定することが可能

② 県区域の設定 ⇒ 協議内容

○協議における視点

- ・支給認定区分ごとに区域設定が必要か否か
- ・市町村単位とするか、複数の市町村での区域の設定をするのか

(2) 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込み、確保の内容等 (※法必須事項)

① 量の見込み

<考え方>

・認定区分ごとの必要利用定員総数（市町村ニーズ調査による）

1号認定（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども）

→ 特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園に限る）に係る必要利用定員総数（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む）

2号認定（法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども）

→ 特定教育・保育施設（保育所、認定こども園に限る）に係る必要利用定員総数（認可外保育施設を利用する小学校就学前の子どものうち保育を必要とする者を含む）

3号認定（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども）

→ 年齢区分ごとの特定教育・保育施設（保育所、認定こども園に限る）及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数の合計数

② 市町村の確保方策

<考え方>

前記のニーズ調査に対応した認定区分ごとに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容

・認定区分に対応する施設の必要利用定員総数（市町村調査による）

1号認定の子どもに対して → 特定教育・保育施設 及び幼稚園

2号認定の子どもに対して → 特定教育・保育施設

3号認定の子どもに対して → 特定教育・保育施設、及び特定地域型保育事業所

③ 市町村調査の結果

別添資料1：教育・保育の量の見込み及び確保方策について
市町村の区域を越えた利用について

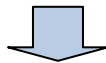
④ 県の認可及び認定に係る需給調整

- 県は、認可・認定の申請をした教育・保育施設が適格性、認可基準を満たす場合は認可・認定をする。ただし、次に該当する場合は、需給調整を行う。
- 需要（量の見込み）＞供給（利用定員の総数※）→ 原則認可
需要（量の見込み）＜供給（利用定員の総数※）→ 需給調整
(認可をしないことができる)
- ※確認を受けない幼稚園の定員を含む

⑤ 区域における県の考え方

《区域の設定について》

- 1号認定については、県内全域を対象として広域で利用をしている児童も多ことから、高知県全域を1区域に設定してはどうか。
- 2号・3号認定については、他の市町村を利用している児童もいるものの、児童福祉法第24条で市町村は保育所での保育の実施、確認を受けた認定こども園、家庭的保育事業等により保育を確保しなければならないとされており、市町村毎に区域を設定してはどうか。



《認可・認定等への影響》

- うえの区域設定にした場合、1号認定については新たに新設の施設認可の申請が出てきた場合、認可をしないことができる。
現状では、1号認定については新たな施設が必要となるような需要は発生していない。
- 2号・3号認定については、需要＞供給となっている市町村については、原則、認可となる。3歳未満児で不足している市町村があるものの、平成31年度には確保が可能となっている

《課題》

- 市町村によっては、3歳以上の子どもの利用施設として保育所のみ或いは、幼稚園のみの市町村があるものの、保護者のニーズが発生していない市町村もある。
少人数のため連携型認定こども園で対応する考え方でよいか。
- 計画にはない教育・保育施設の認可の申請
需要調整の考え方で取り扱ってよいか。

⑥ 委員の方のご意見

Blank area for committee members' opinions.